(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2025年6月25日

(あて先)豊中市長

提出者

住 所 大阪市中央区城見1-2-27クリスタルタワー10F

氏 名 旭化成ホームズ株式会社 住宅事業関西・西日本本部 技術部長

櫻井 直樹

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 06-6942-8987

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他 その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事	ま業場の名称	豊中市管轄内事業場
事	:業場の所在地	豊中市管轄区域内
計	画 期 間	2025年4月1日~2026年3月31日
当該	(事業場において現に行	っている事業に関する事項
	①事業の種類	06 総合工事業
	②事業の規模	58027百万円
	③従 業 員 数	651名
	④産業廃棄物の一連 の処理の工程	解体現場及び新築現場から発生した産業廃棄物については、がれき類 木くず ガラスくず 廃プラ 金属くず 紙くず は破砕され再生処理がなされるよう委託しております。

(日本産業規格 A列4番)

産業	廃棄物の処理に係る管	理体制に関す	つる事項			
生来	(管理体制図) 別紙参照	在伊丽(C)为	O # 'A			
産業	 	関する事項				
		【前年度(2021年月			
			の種類	廃プラスチック類_	糸	氏くず
		排 出	量	20.00	t	6.00 t
	①現状	・梱包材のリ	ィカット(リターナン	た取組) とで廃棄物の抑制 ブル化による梱包材のi こより余剰材のカット	判減	
		【目標】				
		産業廃棄物	の種類	廃プラスチック類_	糸	氏くず
		排 出	量	18	t	6 t
	②計画		具体的改	の取組) 女善により廃棄物を各立 使い回しを行う	工程	より削減する
産業	廃棄物の分別に関する		,			
	①現状	・新築現場は	こおいてに そくず、た	廃棄物の種類及び分別 は現在26分別(石膏、デ バれき類、ガラス陶磁	木く、	ず、金属くず、廃プラ
	②計画	新築現場にお	いてはま	の産業廃棄物の種類及 非出される品目が限ら 再生・再利用・減量化	hて	いるためより細かい品

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

木くず	繊維くず	金属くず	ガラスくず等
351.00 t	0.00 t	81.00 t	68.00 t

木くず	繊維くず	金属くず	ガラスくず等
316 t	0 t	73 t	61 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

がれき類_		建設系混合廃棄物		石綿含有産業廃棄物	
796. 0	00 t	113. 00	t	0.00 t	t

がれき類_		建設系混合廃棄物		石綿含有産業廃棄物		
7	716 t	102	t	0	t	t

自身	ら行う産業廃棄物の再生	利用に関する事項		
		【前年度(F度)実績 】	
		産業廃棄物の種類		
	○ #44	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	①現状	(これまでに実施した	を取組)	
		実施なし	(今後実施予定)	ない ―
		压木灰木wvᆂ		t
	②計画	(今後実施する予定の	の取組)	
自身	っ行う産業廃棄物の中間]処理に関する事項		
		【前年度(丰度)実績 】	
		産業廃棄物の種類		
		自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	○田4	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	t	t
	①現状	(これまでに実施した		
		'		
			· — — — .	
		実施なし(≤	今後実施予定な	し)
				t
		白人山即加加大		
	②計画	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	t	t
		(今後実施する予定の	の取組)	

自ら	っ行う産業廃棄物の埋立	立処分又は海洋投入処分	に関する事項	
		【前年度(F度)実績 】	
		産業廃棄物の種類		
	①現状	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	المارين المارين	(これまでに実施した	上取組)	
		実施なし	ノ(今後実施予定	三なし) <u></u>
	②計画	海洋投入処分を行う 産業廃乗物の量 (今後実施する予定の	t ○取組)	t
産業	 	 		
		1	- · · · •	
		【前年度(2024年度)		1
		1	実績】 廃プラスチック類_	紙くず
		【前年度(2024年度)		
		【前年度(2024年度) 産業廃棄物の種類	廃プラスチック類_	6.00 t
		【前年度(2024年度) 産業廃棄物の種類 全処理委託量 優良認定処理業者	廃プラスチック類_ 20.00 t	6.00 t
	①現状	【前年度(2024年度) 産業廃棄物の種類 全処理委託量 優良認定処理業者 への処理委託量 再生利用業者への 処理委託量 認定熱回収業者 への処理委託量	廃プラスチック類_ 20.00 t	6.00 t t
	①現状	【前年度(2024年度) 産業廃棄物の種類 全処理委託量 優良認定処理業者 への処理委託量 再生利用業者への 処理委託量 認定熱回収業者 への処理委託量 認定熱回収業者 への処理委託量	廃プラスチック類_ 20.00 t t 20.00 t	6.00 t t 6.00 t t
	①現状	【前年度(2024年度) 産業廃棄物の種類 全処理委託量 優良認定処理業者 への処理委託量 再生利用業者への 処理委託量 認定熱回収業者 への処理委託量 認定熱回収業者 への処理委託量 認定熱回収業者 への処理委託量 に熱回収業者 への処理委託量	廃プラスチック類_ 20.00 t t 20.00 t t	6.00 t t 6.00 t t
	①現状	【前年度(2024年度) 産業廃棄物の種類 全処理委託量 優良認定処理業者 への処理委託量 再生利用業者への 処理委託量 認定熱回収業計量 認定熱回収業計量 認定熱回収業計量 心の処理委託量 に熱回収を行う業を の処理委託量 に表回収要表記量 に表記した。 ・再資源化の高い且の	廃プラスチック類_ 20.00 t t 20.00 t t	6.00 t t 6.00 t t 6.00 t
	①現状	【前年度(2024年度) 産業廃棄物の種類 全処理委託量 優良認定処理業者 への処理委託量 再生利用業者への 処理委託量 認定熱回収業計量 認定熱回収業計量 認定熱回収業計量 心の処理委託量 に熱回収を行う業を の処理委託量 に表回収要表記量 に表記した。 ・再資源化の高い且の	廃プラスチック類_ 20.00 t t 20.00 t t	6.00 t t 6.00 t t 6.00 t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

木くず	繊維くず	金属くず	ガラスくず等
351.00 t	0.00 t	81.00 t	68.00 t
t	t	t	t
351.00 t	0.00 t	81.00 t	68.00 t
t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

がれき類_	建設系混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物	
796.00 t	113.00 t	0.00 t	t
t	t	t	t
796.00 t	113.00 t	0.00 t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

		産業廃棄物の種類	廃プラスチック類_	紙くず
		全処理委託量	18 t	6 t
		優良認定処理業者 への処理委託量	t	t
		再生利用業者への 処理委託量	18 t	6 t
		認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
2	②計画	応足然回収乗日以 外 外 の熱回収を行う業 者○の処理季託長	t	t
		(今後実施する予定の ・産廃処理を減量化す	の取組) るために保管場所の水流 量を適正にし、現場での	
※事剂	务処理欄			

木くず	繊維くず	金属くず	ガラスくず等
316 t	0 t	73 t	61 t
t	t	t	t
316 t	0 t	73 t	61 t
t	t	t	t
t	t	t	t

がれき類_	建設系混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物	
716 t	102 t	0 t	t
t	t	t	t
716 t	102 t	0 t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入する こと。
- (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
 - 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、 自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量 と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組 を記入すること。
 - 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理 委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関 する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用 委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1 項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外 の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組 を記入すること。
 - 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
 - 7 ※欄は記入しないこと。

別紙

住宅事業関西・西日本本部における産業廃棄物担当者及び管理組織図

統括責任者	住宅事業関西·西日本本部 技術部長
廃棄物担当	住宅事業関西·西日本本部 技術部 環境管理担当 2名
廃棄物担当の役割	1. 廃棄物の収集運搬・中間処理・最終処分・再生利用等適正処理の推進及び管理 2. 廃棄物処理計画の策定 3. 廃棄物管理状況の把握及び改善等の検討・立案 4. 収集運搬業者・中間処理業者・最終処分業者・再生利用業者の調査・選定及び管理 5. 委託契約の締結 6. 監督官庁への各種報告 7. 社員・関係会社・下請工事店等に対する教育・啓発

	<u> </u>
京滋支店	・営業課 ・設計課 ・工事課 ・ホームサービ
大阪北支店	・営業課 ・設計課 ・工事課 ・ホームサービ
大阪南支店	・営業課 ・設計課 ・工事課 ・ホームサービ
和歌山支店	・営業課 ・設計課 ・工事課 ・ホームサービ
兵庫支店	・営業課 ・設計課 ・工事課 ・ホームサービ
大阪総合支店	·営業課 ·設計課
岡山支店	・営業課 ・設計課 ・工事課 ・ホームサービ
広島支店	・営業課 ・設計課 ・工事課 ・ホームサービ
福岡支店	・営業課 ・設計課 ・工事課 ・ホームサービ

本社における産業廃棄物管理組織図

